

# 愛知東邦大学学生会会則

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 本会は愛知東邦大学学生会（以下、本会という）と称する。

(目的)

**第2条** 本会は、学生の自主的で民主的な活動を通じて、豊かな人間性を養い、学生相互の親睦と学生生活の発展と充実を図り、明朗な大学を建設するとともに、良き社会人としての資質を育成することを目的とする。

(構成)

**第3条** 本会は愛知東邦大学（以下、大学という）に在籍する全学生（研究生、科目等履修生を除く）をもって組織する。

(事業)

**第4条** 本会は、第2条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 学生と大学の連絡調整
- (2) 学生間の親睦のための活動
- (3) 学生の学問研究条件の充実および、文化向上をはかるための活動
- (4) 他大学との交流
- (5) 学校行事への学生参加
- (6) その他必要な諸活動

(機関)

**第5条** 本会は、第2条の目的および、第4条の事業をおこなうために次の機関を設置する。

- (1) 学生大会
- (2) 執行委員会
- (3) 代議員会
- (4) クラブ委員会
- (5) 大学祭実行委員会
- (6) 選挙管理委員会
- (7) その他必要な委員会

(権利)

**第6条** 本会の会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会の役員および委員等選挙権・被選挙権
- (2) 学生大会に出席し、審議・決議に参加する権利
- (3) 本会の諸行事に参加する権利

(義務)

**第7条** 本会の会員は、次の義務を負う。

- (1) 本会の会則を遵守すること
- (2) 学生大会に出席すること
- (3) 役員または各種委員に選ばれた時は、その関係会議に出席し、任務を果たすこと
- (4) 会費を定期的に納入すること

(本部)

**第8条** 本会本部は、愛知東邦大学内におく。

## 第2章 機関

### 第1節 学生大会

(性格)

**第9条** 学生大会は、本会の最高決議機関である。

(定例学生大会)

**第10条** 定例学生大会は年1回5月に開催し、次の事項を審議決定するものとする。

- (1) 本会の活動総括と基本方針
- (2) 事業計画案
- (3) 予算案
- (4) 決算の承認
- (5) 執行委員会役員承認
- (6) 本会則および関連規程の改訂
- (7) その他特に重要な事項

(臨時学生大会)

**第11条** 臨時学生大会は、次のいずれかの場合に開催することができる。

- (1) 全会員の3分の1以上の署名による要求があった場合
- (2) 代議員会が必要と認めた場合
- (3) 執行委員会が必要と認めた場合

(構成)

**第12条** 学生大会は全会員をもって構成する。

(招集)

**第13条** 学生大会は執行委員会が召集する。

(成立)

**第14条** 学生大会は、全会員の3分の1の出席(含委任状)により成立する。

(議長)

**第15条** 学生大会の運営は、正副議長が行う。正副議長は執行委員会の指名にもとづき、大会出席者の承認によって選出される。

(決議)

**第16条** 学生大会の決議は出席者の過半数による。

(全学投票)

**第17条** 学生大会が成立しなかった場合は再度学生大会を召集し、なおも成立しなかった場合は大会にかかわるものとして全学投票を行う。全学投票は全会員の3分の1をもって成立するが、開票にあたっては執行委員以外の代議員2名以上の立会いと確認がなければならない。

## 第2節 執行委員会

(性格)

**第18条** 執行委員会は、本会の総合的な企画運営の中心であり、最高執行機関である。執行委員会は、常に学生委員会または学務部門との連携を保ち、その指導助言を受けなくてはならない。

(構成)

**第19条** 本会は役員を置き、執行委員会を組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 監査 2名
- (6) 委員 必要数名 (各種委員会代表者を含む)

(任務)

**第20条** 前条の役員の任務は次の通りである。

- (1) 会長  
本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長  
会長を補佐し、会長が欠けた場合これを代行する。
- (3) 書記  
議事録の記録、保管にあたる。
- (4) 会計  
学生委員長および事務次長の指導監督の下に本会の会計を統轄する。
- (5) 監査  
本会会計の監査を行い、学生大会において会計報告を行う。

(召集)

**第21条** 会長は必要に応じて、執行委員会を招集する。執行委員会は役員3分の2の出席により成立する。

**第22条** 会長は必要に応じて、代議員会およびクラブ委員会を招集する。

(役員選出)

**第23条** 役員は別に定める「愛知東邦大学学生会選挙規則」により選出される。

2 監査は、代議員から互選により選出される。

(任期)

**第24条** 役員任期は、原則として1か年とする。

(欠員)

**第25条** 執行委員会に欠員が生じた時は、臨時に補欠選挙を行う。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

### 第3節 代議員会

(性格)

**第26条** 代議員会は、学生大会に次ぐ本会の決議機関である。

(構成)

**第27条** 代議員会は、各ゼミより選出された原則1名の代議員と、執行委員をもって構成する。

(役員)

**第28条** 代議員会は、正副議長各1名をおき、その選出は代議員会の互選による。議長決定までの議事は、執行委員会会長がこれを代行する。

(代議員会)

**第29条** 代議員会は、年2回5月と10月に開催する。

(臨時代議員会)

**第30条** 学生会会長は次の場合、臨時代議員会を招集しなければならない。

(1) 全会員の3分の1以上の署名による要求があった場合

(2) 執行委員会が必要と認めた場合

(3) 代議員の2分の1以上の署名による要求があった場合

(職務)

**第31条** 代議員は次の職務を有す。

(1) 執行委員会又は代議員会の要請にもとづき、ゼミにおいて討論、連絡を行う。

(2) 各ゼミを発展させるため必要と認めた場合、各所属ゼミの会員を召集する。

(3) 各所属ゼミの会員の要請がある場合、ゼミ討論を行う。

(任期)

**第32条** 代議員の任期は、1年とする。

(欠員)

**第33条** 代議員に欠員が生じた時は、再選出する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

### 第4節 クラブ委員会

(性格)

**第34条** 本会にクラブ委員会をおく。クラブ委員会は、本学の各クラブ間の連絡調整にあたる。  
(構成)

**第35条** クラブ委員会は、各クラブより1名ずつ選出された委員会をもって構成する。  
(役員)

**第36条** クラブ委員会には、正副議長各1名をおき、その選出はクラブ委員会の互選による。議長決定までの議事は、学生会会長がこれを代行する。  
(クラブ委員会)

**第37条** クラブ委員会は原則として年2回4月と2月に開催する。  
(クラブの設立)

**第38条** クラブの設立手続きおよび承認については「愛知東邦大学課外活動に関する規則」による。  
(報告)

**第39条** クラブ委員は、毎年所定の期日までに所属クラブに関する次の書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 前年度活動報告
- (2) 今年度活動計画書
- (3) 予算書(案)
- (4) 前年度会計報告書
- (5) 今年度団体名簿

## 第5節 選挙管理委員会

(性格)

**第40条** 選挙管理委員会は、本会における役員の選出業務を行う。  
(構成)

**第41条** 選挙管理委員会は、代議員会により選出された各1名以上によって構成する。但し役員を兼任することはできない。  
(運営)

**第42条** 選挙は、「愛知東邦大学学生会選挙規則」に基づいて行う。

## 第6節 役員選挙

(選挙)

**第43条** 役員選挙は任期終了前2週間以内に告示され、全会員の無記名投票により行われる。  
(再選)

**第44条** 役員の再選はさまたげない。  
(欠員)

**第45条** 役員に欠員が生じた場合は補欠選挙を行うことができる。

### 第3章 会計

(会計期間)

**第46条** 本会の会計は、単年度会計とし、会計期間は4月1日から翌年3月31日とする。

(会費)

**第47条** 会員は入学時に、入会金2,000円と毎年年額8,000円を所定の期日までに納付する。

(支出)

**第48条** 学生会費は、本会の認める活動のみに支出できる。なお、会計を通して支出するものとする。

(監査)

**第49条** 執行委員会会計は本年度会計について、決算報告し、学生委員長および事務次長の監査を受けた後、次年度学生会において会計報告を行うものとする。

### 第4章 補則

**第50条** 本会の執行委員会が組織されない場合は、その任務を学生委員会が代理することがある。

#### 附則

- 1 この会則は、平成14年1月7日から施行する。
- 2 この会則は、平成20年4月1日より施行する。
- 3 この会則は、改正（第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第11条、第17条、第19条、第20条、第27条、第30条、第31条、第33条、第35条、第36条、第39条、第41条、第42条、第46条、第48条、第49条、第50条）により平成24年6月1日より施行する。